

七戸町総合戦略審議会設置要綱

平成28年4月5日

告示第36号

改正 令和3年6月22日告示第67号

改正 令和4年7月6日告示第74号

改正 令和5年6月20日告示59号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した七戸町総合戦略（以下「総合戦略」という。）の円滑なる推進のため、七戸町総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の検証、見直しに関すること。
- (2) その他総合戦略に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア関係、デジタル分野の有識者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員の中から指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員に謝金を支給する。

2 委員の謝金については別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第8条 委員が会議に出席するために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 委員の謝金については別表第2のとおりとする。

(庶務)

第9条 審議会に関する事務は、企画調整課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

区分	謝金
委員長	日額 5,400 円
委員	日額 5,300 円

別表第2 (第8条関係)

区分	車賃 (1キロメートルに つき)	日当 (1日につき)	
		県外	県内
委員	実費又は25円	2,500円	2,100円